

道路維持業務（支障木伐採等）特記仕様書

第 1 条 工程等

1. 本業務の枝木伐採工は施工前に、施工範囲について、監督員の立会の元、十分確認すること。また、現場着手に先立ち「道路の通行制限について（依頼）」を監督員へ提出すること。

第 2 条 施工管理等

1. 工事写真は、同一箇所です施工前・施工状況・施工後を対比させて撮影すること。また、路線毎に 10 箇所程度、業務全体で 20 箇所程度は撮影すること。さらに、積込運搬状況、処分場搬入状況についても撮影すること。
2. 請負者は、伐採・集木完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
3. 請負者は、枝木・枝葉類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、飛散防止を徹底させること。
4. 伐採完了時には、出来形管理図及び数量表、日報等を提出し、監督員の検査立会を受けること。
5. 請負者は、伐採現場において十分な安全対策を講じるとともに、草刈り機等の飛び石防止設備を適切に使用し、ベニヤ板、飛び石防止用ネット等を使用すること。
6. 作業員は、ヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な施工を行うこと。

第 3 条 伐採木類の搬出等

1. 請負者は、伐採木の処理に先立ち、様式-1「産業廃棄物処理計画書」を提出、協議し監督員の承諾を得ること。また、処分完了後に様式-2「産業廃棄物処理調書」を作成し提出すること。
2. 伐採木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請（再委託）する場合は下請業者に業許可が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
3. 産業廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する産業廃棄物引受書または計量表の写しを監督員に提出すること。
4. 処分費用は実績重量により変更契約を行うことができる。
5. 伐採木、草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第 4 条 交通誘導警備員

1. 交通整理の必要日数、誘導員の配置人員について、下記のとおり見込んでいる。
必要日数：8日
配置人員：交通誘導警備員B 合計16名
ただし、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。
2. 請負者は、「交通誘導警備員勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票）とともに、一月毎に監督員へ1部提出すること。

第 5 条 休日・夜間等作業

1. 請負者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
2. 請負者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第 6 条 安全教育等

1. 本業務の施工に際し、原則として作業員全員の参加により一月当たり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容等の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場内で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全衛生教育として必要な事項
2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等と分かる写真、実施日、参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。